

秘密法は廃止に！ 共謀罪も廃止に！

秘密法と共謀罪に反対する愛知の会
(旧 秘密保全法に反対する愛知の会)

極秘通信

43号

2023年1月15日発行

【Tel】 052-2 1 1-2 2 3 6
【Fax】 052-2 1 1-2 2 3 7
【Eメール】 no_himitsu@yahoo.co.jp
【ブログ】 http://nohimityu.exblog.jp/
【Twitter】 https://twitter.com/himitsu_control
【facebook】 https://www.facebook.com/nohimityu
【郵便振替】 00840-3-214850
口座名 秘密法と共謀罪に反対する愛知の会



新年を「新しい戦前」にさせない

共同代表 弁護士 濱島将周

あけましておめでとうございます。
昨年、「愛知の会」は結

成10周年を迎えました。秘密保護法と共謀罪法がいまだ存在しているからこそ会を継続せざるをえないわけで、10周年を迎えたことはめでたいことではないのかもしれませんが、10年も変わらず活動を継続できていることに、代表として会員のみなさまに感謝し、敬意を表します。新年がみなさまにとってよい年になることを願っています。

さて、昨年末のテレビ番組「徹子の部屋」で、タレントのタモリ氏が、新年は「新しい戦前になるんじゃないでしょうか」と発言したことが話題になっていました。タモリ氏のこの発言の真意は定かではありませんが、たしかに今の日本には「戦

前」の空気感が充満しているように思われます。ロシアのウクライナ侵攻、度重なる北朝鮮のミサイル発射、中国の覇権主義的な行動などの国外から漂ってくる空気だけではありません。むしろ、これらの国外状況をへ利用して、政府が「安保三文書」（国家安全保障戦略・国家防衛戦略・防衛力整備計画）の改定を閣議決定したことなど、国内から発せられる空気の方が問題です。閣議決定された内容は、「敵基地攻撃能力」（反撃能力）の保有を明記して、他国内のミサイル発射基地などへの攻撃を可能にするなどし、そのために防衛費を大幅に増額させる、その財源については国民に負担させること（増税）を基本とするというものです。今後5年間で総額43兆円もの防衛力整備計画が策定され、2026年度には長射

程の米国製巡航ミサイル・トマホーク配備を目指すなど、直近5年間の1・5倍超の、GDP2%に達する異例の増額です。

あからさまな軍拡路線であり、これまでかろうじてまもられていた「専守防衛」の理念までかなぐり捨て、まるで憲法9条など存在していないかのような方針転換です。

岸田文雄首相は、「相手に攻撃を思いとどまらせる抑止力となる反撃能力は不可欠だ」といいます。しかし、日本が軍拡方針をとれば、周辺諸国は日本を軍事的脅威ととらえ、さらに軍事力を強化するでしょうから、際限なく緊張が高まるだけでしょう。実際、ロシアのウクライナ侵攻は、抑止力強化がかえって戦争を誘発させ、軍事同盟強化がかえって戦争を長期化させていることを教えてくれています。

しかも、この大方針転換は、国会での議論もなく、政府に近しい「有識者」な

る人たちの報告書をもとに、あつという間に閣議決定されました。すでに安全保障法制（戦争法制）が制定され、集団的自衛権の行使も認められているのだから、それを実行するための方針転換は当然だ、ということでしょう。岸田首相は、聞く力を持ったハト派だという人物評だったはずですが、国民の声などさっぱり聞く気もなく、「アベ壊憲」を粛々と完成させようとしているようです。報道も、方針転換そのものの問題点より、増税議論に比重が置かれているようで、歯がゆい思いです。

私たちは黙ってこの方針転換を受け入れることはできません。相手が聞く耳を持たないなら、聞いてもらえないまで声を発し続けなければなりません。幸いまだ日本には、政府の方針に異を唱えることのできる自由が残されています。また、憲法9条も改定されることなく日本国憲法に明記され

（次のページにつづく）

たままです。

「愛知の会」は今年も、軍事力ではなく、もっぱら対話・外交による平和の実現を基本原理とした憲法の普遍的価値を信じて、活動を

続けてまいります。新年が

「新しい戦前」となることなく、戦後を続けられるよう、ともに頑張りましょう。

リアル・オンライン講演会を開催

土地規制法全面施行と沖縄

講師 仲松正人弁護士

10月31日
イーブルなごや

仲松正人弁護士は、沖縄

県那覇市出身、愛知県や岐阜県で自由法曹団・日本労働弁護団で活躍され、2016年から2022年まで沖縄弁護士会に所属し辺野古ドローン規制法対策弁護団長を務められ、土地規制法についてもいち早く指摘され精力的に活動され、土地規制法の廃止を求める沖縄県民有志の会共同代表で

もあります。

講演会には、沖縄県北谷町の高安克成町議会議員がオンラインで現地報告、仲松さんの盟友・奥間政則さん(沖縄ドローンプロジェクト)も駆けつけ、基地建设が強行される現状を訴えました。参加者はリアル・オンライン合わせて60名、土地規制法の問題を改めて認識しました。



へ講演会に参加して

土地規制法の デタラメ

三和 秀行

一昨年6月に成立し、昨

年の9月、いよいよ全面施行された法律がある。それは土地規制法、正式名称は「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」である。またまた、戦争の出来国づくりのための法律の制定・施行である。

先日、同法に詳しく、廃止を求めて活動されている仲松出身で岐阜県弁護士会に所属する仲松正人弁護士の講演及び示唆に富んだ指摘を受ける機会を得た。

仲松弁護士は、土地規制法は法律の体をなしていない法律だと指摘する。

① 法律による行政、「行政は法に基づき、かつ法に違反してはならない」という法治主義の原理を大きく逸脱している。また、法律のほとんど全てを内閣総理大臣や政令が決めるとある。しかも、内閣総理大臣に対する監視は国会への報告を含め法律には何の定めもない。② 罪刑法定主義に違反する。何をすれば犯罪となり、

どんな刑罰が科されるかを予め明確にすることである。「人を殺せば死刑、無期または5年以上の懲役又は50万円以下の罰金」などだ。同法では、何をすれば「機能阻害行為」になるかわからない。例示するが他にも該当する行為がある、と不明確にしている。

では、具体的に同法で政府は、何を目的にしているのか。

① 注視区域、特別注視区域の重要施設として、防衛施設などから1kmの範囲・国境離島の区域を土地建物の利用状況について調査する。

② 調査の結果、機能阻害行為のおそれがある場合には、利用中止等の勧告・命令ができる。

これだけだと、私には関係ないと思うかもしれない。安心してはいけない。仲松弁護士は、「阻害行為のおそれ」をどのように調査するか、阻害行為を誰がやりそうか、調べ監視することだと語った。「機能阻害行為をするおそれがある人か



どうかを調べる」ためには、職歴・活動歴・検挙歴・資産状況・交友関係などプライバシーに関わること、思想信条まで監視することになる。これまでの自衛隊情報保全隊や警備公安警察などの諜報機関は何をやってきたか。尾行、張り込み、電話やメールの盗聴、協力者を養成しての密告など。政府は、立法理由を「国境付近の土地を外国人が購入し地域の住民が不安をもっている」などと説明したが、その事実がないことは一昨年の国会審議で明らかにされた。それでも政府はたった26時間の国会審議で強行成

国連自由権規約委員会による日本政府への勧告 についてNCF O Jが会見

内田 隆



立させた、デタラメな法律である。私は、監視区域を拡大し、国民全員を監視対象にしていくつもりではないかと危機感をもった。よって、同法は廃止しなければならぬと考えます。

マスコミにも働きかけ、世論を喚起し、廃止できる国づくりを目指しましょう。筆者も廃止に向けて、運動や努力を続けることを固く誓う。

2022年11月11日に、国連自由権規約委員会による日本政府への勧告について、秘密法と共謀罪に反対する愛知の会も会員となっている「表現の自由と開かれた情報のためのNGO連合（NCF O J）」が会見した。

2022年10月13・14日にジュネーブにて、国連自由権規約委員会による第7回日本審査が開催され、11月3日に日本政府に対する勧告が発表された。

これは、国連自由権規約締約国が、定期的に条約の履行状況につき国連自由権規約委員会に報告し、その審査を受けるものだ。国連人権機関の仕組みは図を参考にしてみたい。

NCF O Jは同委員会に対し、日本政府報告書に対するカウンターレポート2冊、ならびに追加報告書を提出した。

1. 第1部…

表現の自由、報道の自由、集会の自由、及び知る権利」

2. 「第2部：共謀罪と秘密保護法」

3. 追加報告書「第1部…表現の自由／第2部：デジタル庁法と重要土地調査規制法」

また、日本審査に先立ち、NCF O J代表者2名がジュネーブとオンラインにて、同委員会に対するNGOのブリーフィングに参加し、会期中、NCF O Jの報告した課題は、ほぼ全て自由権規約委員会に取り上げられ、審査の論点となった。

ジュネーブに行き、今回記者会見にも参加した、英国エセックス大学人権センターフェローの藤田早苗さんは「今回の勧告でもまた、日本政府に対して『公共の福祉という名のもとに表現の自由や、思想信条の自由が制限されている』と指摘があった。今回初めて『メディアの独立性』への指摘があり、政府に電波法に基づき電波停止権限を与えられていることに対して萎縮

効果があると懸念があった。国内人権機関の設立と、個人通報制度の批准を求めることが今回も繰り返されている。日本は条約を批准しているの、条約の規定に従うことを約束している。国内人権機関の設立、個人通報制度の批准がコアになるので、日本のメディアや議員には、勧告が出ていることを知ってもらいたい」とした。

会見ではジュネーブに行つた海渡雄一弁護士や小川隆太郎弁護士、海渡双葉弁護士、山本悠一弁護士から報告があった。詳細はNCF O Jのホームページに記載がある。

<https://sites.google.com/view/nctofj/home?authuser=0>

藤田早苗さんは現在日本に帰国しており、2月22日（水）午後6時半からウィルあいちにて学習会を行う。国連人権機関の仕組み、今回の勧告の中身だけでなく、いかに国際人権を「使える」か考える機会になる。ぜひご参加を。

裁判報告

近藤ゆり子

大垣警察市民監視違憲訴訟控訴審

一審岐阜地裁判決は、情報提供は厳しく断罪したものの、公安警察の日常的な情報収集は容認してしまいました。一審原告側は控訴理由書で情報収集を容認した原判決の誤りを批判し、さらに3つの準備書面を準備してきました。11月16日の控訴審第2回口頭弁論で2つの準備書面（「特定個人に着目した情報収集は違憲・違法である」「個人情報収集は強制処分である」）を出し、次回1月26日の第3回口頭弁論で、柱となる準備書面（「警備公安警察による法的根拠のない個人情報収集は、違憲・違法である」※）を出します。

戦前の警察から説き起こし、日本国憲法の下での本来の警察のありようとは乖離した、警備公安警察の実

（次のページにつづく）

11月2日、名古屋高裁で

「名古屋白龍・奥田さん正義の訴え」国賠訴訟控訴審第2回口頭弁論

※ 中谷雄二弁護士を講師とするこの準備書面の学習会を、2月18日(土)午後、日本特殊陶業市民会館で行います。オンライン配信も併用します。

詳細は「『もの言う』自由を守る会」のHPに載せます。



態を述べ、「本件において被告県や国(警備公安警察)の情報収集活動の違法性とそのように違法に収集した情報の保管や利活用の違法性を認定することは、その意味でも法治主義を貫徹するために、不可欠である」と裁判所に迫るものです。

今の裁判長は自分で判決を書くことに意欲的です。当方もそれに応えて学者意見書も当初の予定よりも早めに出すなど、審理の促進に協力していきます。

奥田恭正さんの国賠訴訟控訴審の第1回口頭弁論がありました。刑事事件で無罪判決が確定しても、国賠訴訟(対警察・検察)は困難なのが現実です。奥田さんは「難しいとは聞いたが、闘っている自分の姿をみて応援してくれる人がいる以上、引けないと思った」と改めて控訴した決意を語りました。



報告集会で決意を語る奥田さん

塚田弁護士は、「この事件はいかにも酷い。自称『被害者』の一方的な言い分によるあり得ない現行犯逮捕。まともな証拠の検討もしないで警察の言い分を丸呑みした検察。この酷さゆえに光明がみえるかも。」と述べました。

次回口頭弁論は2月14日(火)14時、名古屋高裁。

お知らせ

昨年12月に閣議決定された「安保3文書」は、憲法違反の悪法「安保関連法=戦争法」の具体化に他なりません。岸田政権は大軍拡を宣言し、米国の世界戦略の下で、「戦争する国づくり」を急いでいます。

戦争国家は、基本的人権を蹂躪します。政府にとって都合の悪い言論を抑え込み、弾圧します。ここ10年に限っても、特定秘密保護法、共謀罪法、土地規制法、デジタル監視法、マイナンバーカードの事実上の強制・・・人権抑圧と市民監視の法律・制度が、どんどん作られ、強化されています。こうした状況にSTOPをかける、私たちの知識と意思を確固としたものにしていきましょう。

☆ 11周年総会・記念講演会を開催します(3月26日)

☆ 学習会を開催します(2月22日)

学習会 『武器としての国際人権』

講師：藤田早苗さん

(英エセックス大学人権センターフェロー)

と き：2月22日(水)18時半～

ところ：ウィルあいち特別会議室

参加費：800円(20代以下500円)

※ネット中継あり(ライブ配信のみ 録画不可) Peatixでお申し込み下さい <https://230222fujita.peatix.com/>



秘密法と共謀罪に反対する愛知の会11周年総会 & 記念講演

<記念講演> 「超」監視社会がやってきた！ ～「マイナンバー」が日本を壊す

講師：斎藤貴男さん(ジャーナリスト)

と き：3月26日(日) 14:10～(総会は13:30～ 開場13:15)

ところ：鯉城ホール(伏見ライフプラザ5F)

参加費：800円

※オンライン参加できます Peatixでお申し込み下さい <https://230326saitou.peatix.com/>

